

# 山梨県公報

第千三百四十一号

平成十四年  
十一月九日

月曜日

## 山梨県告示第四百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十五年一月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年十一月九日

山梨県知事 天野 建

種道路の 道一般国	路線名	区間	延長 (メートル)	期供用開始の 日
四一二号	北都留郡丹波山村字芦沢一四三 北都留郡丹波山村字船越一四四	五〇七・〇	平成十四年 十二月二十日	
九番の乙地先まで	三番の乙地先まで			

## 山梨県告示第四百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年十一月九日

山梨県知事 天野 建

区間	一般国道 一四〇号
道路の種類 一路線名	一般国道 一四〇号
道路の区域	一般国道 一四〇号

## 告示

道路の区域変更	六四五
道路の供用開始	六四五
都市計画事業の事業計画の変更認可	六四五
公告	六四五
大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する変更の届出	六四六
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	六四六
教育委員会	六四六
山梨県指定有形文化財の指定	六四七

山梨県告示第四百九十五号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十五年一月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年十一月九日

山梨県知事 天野 建

一 施行者の名称 竜王町
二 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画下水道事業竜王町公共下水道
三 事業施行期間 昭和六十二年一月二十二日から平成二十年三月三十一日まで
四 事業地 1 収用の部分 平成九年山梨県告示第二百四十九号の事業地に、竜王町大字西八幡字宮の西、大字竜王字片瀬、字宮の前、字輿石、字形部塚、字西山、字金山前及び字新堰橋、大

字篠原字権保、字新居東、字才の神及び字大明神、大字富竹新田字十二名、大字名取字上河原、大字万才字下河原並びに大字玉川字下里の内、字立野、字下冷久保及び字下新田の各一部を加え、大字西八幡字浜海道下及び字法印村前、大字竜王字東裏及び字判家塚、大字篠原字法久寺前、字東河原、字柳河原、字元山宮司及び字中向、大字富竹新田字上北裏、字万才河原、字常光寺、字中耕地、字西耕地、字伊勢河原及び字郷河原、大字名取字中河原及び字下河原、大字万才字中井及び字正明、大字竜王新町字清水及び字五反田並びに大字玉川字里の内及び字冷久保地内において事業地を変更する。

## 2 使用の部分

なし

## 公告

大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年四月九日まで縦覧に供する。

平成十四年十一月九日

山梨県知事 天野 建

## 一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社ジエイマート 代表取締役 宮前章

2 住所 東京都三鷹市野崎一丁目一十番二十号

## 二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 Jマート長坂店

(二) 所在地 北巨摩郡長坂町大八田一六六番

## 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の収容台数	二百六十五台	百六十五台

駐輪場の収容台数	百三十八台	八十八台
大規模小売店舗において 小売業を行う者の開店時 刻	午前九時三十分	午前八時
来客が駐車場を利用する ことができる時間帯	午前九時から午後八時三十 分まで	午前七時三十分から午後八 時三十分まで
3 変更する年月日	平成十五年七月二十一日	平成十五年七月二十一日

## 三 届出年月日

平成十四年十一月二十一日

## 三 届出年月日

平成十四年十一月二十一日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為  
に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年十一月九日

山梨県知事 天野 建

## 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡竜王町竜王新町字五反田一〇六五の一五、一〇六五の一六、一〇六六の一四、一〇七八の一、一〇七八の二、一〇七八の三、一〇七八の四、一〇七八の五、一〇七八の六、一〇七八の七、一〇七八の八、一〇七八の九及び一〇七八の一〇

## 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水道 ごみ置場路路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峠中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）  
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡竜王町竜王新町百六十六番地 内藤春枝

## 教育委員会

### 山梨県教育委員会告示第五号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。

平成十四年十一月九日

山梨県教育委員会

委員長 渡邊

彬

### 有形文化財の部 彫刻

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造不動明王坐像	一躯	檜材、一木造像高二五五・〇センチメートル	東山梨郡春日居町熊野堂下	東山梨郡春日居町熊野堂	東山梨郡春日居町熊野堂
髪際高三一・〇センチメートル					
地三五番	野堂一	東山梨郡春日居町熊野堂			

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番